



# 宮 崎 県 公 報

平成19年9月13日(木曜日) 第 1913 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1
- 宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…… (都市計画課) 1

### 告 示

- 救急病院の認定…… (医療業務課) 2

- 民有林の保安林の指定予定 (5件) …… (自然環境課) 2
- ふ化業者の登録…… (畜産課) 3
- 道路の区域の変更 (2件) …… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (2件) …… ( “ ) 4

### 公 告

- 農地法に基づく土地配分計画の作成…… (農村計画課) 4
- 都市計画の決定図書の写しの縦覧…… (都市計画課) 4
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧 (2件) …… ( “ ) 4

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年九月十三日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第六十一号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和四十年宮崎県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表の付表第十号中「担い手農地情報活用集積促進事業」を「担い手農地集積高度化促進事業」に改め、同表第十二号中「新規就農者経営基盤整備事業費補助金交付要綱(平成十年四月一日定め)」を「新規参入者経営開始支援事業費補助金交付要綱(平成十九年六月二十七日定め)」に改め、同表第四十六号中「特用林産物野生獣害等被害防止対策事業補助金交付要綱(平成十六年四月一日定め)」を「特用林産物野生獣害等防止対策事業補助金交付要綱(平成十九年七月一日定め)」に改め、同表中第四十七号を削り、第四十八号を第四十七号とし、第四十九号を第四十八号とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十三日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第六十二号

#### 宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則(平成五年宮崎県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

#### 別記様式第二十四号中

氏 <small>(ふりがな)</small> 名	生年月日	年	月	日生
	性 別	男	女	
現 住 所	(電話番号) (郵便番号)			
勤務先の名称	名 称	代表者名		

及び代表者名並びに所在地	所在地	(電話番号)		
最終学歴及び経験年数	最終学校・学科名			経験年数
	卒業(中退)年月日			

を

氏 <small>(ふりがな)</small> 名	生年月日	年	月	日生
現 住 所	(電話番号) (郵便番号)			
勤務先の名称及び代表者名並びに所在地	名 称	代表者名		
	所在地	(電話番号)		

に改める。

#### 別記様式第二十五号中

生年月日	現 住 所	最終学校及び学科名並びに卒業(中退)年月日	勤務先名
性 別			就職年月日
・ ・ 生			
男 女			
・ ・ 生			
男 女			

を

生年月日	現 住 所	勤務先名
・ ・ 生		
・ ・ 生		

に改める。

宮崎県告示第 747 号

生年月日	現住所	最終学校及び 学科名並びに 卒業(中退)年月日	勤務先名 就職年月日
・ ・ 生 男 女			
・ ・ 生 男 女			

--	--	--	--

生年月日	現住所	勤務先名
・ ・ 生		
・ ・ 生		

--	--	--

告 示

宮崎県告示第 747 号

### 告 示

#### 宮崎県告示第 747 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

##### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
宮崎医療センター病院	宮崎市高松町 2 番16号

##### 2 救急病院の認定の有効期間

平成19年 9 月 8 日から平成22年 9 月 7 日まで

#### 宮崎県告示第 748 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

##### 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上越6558- 1、6558- 3

##### 2 指定の目的 水源のかん養

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 749 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

##### 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字下福良 375-93、字夜狩内 403-14

##### 2 指定の目的 水源のかん養

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字下福良 375-93・字夜狩内 403-14（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 宮崎県告示第 750 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

##### 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字中尾 362、444、椎葉村大字松尾字畑村 693- 7・字野地 1192-85・字小川内1388-26・1388-34（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）

、字畑村 693- 6、字野地1192-29、字小川内1388-19、1388-29、字佐土原1454-43、大字不土野字水無1022-34、1022-38

##### 2 指定の目的 土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字野地1192-29（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字中尾 362・444・字佐土原1454-43・字小川内1388-19・1388-26・1388-34（以上 6 筆について、次の図に示す部分に限る。）

、字畑村 693- 6、693- 7、字野地1192-29

・字水無1022-34・1022-38 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 751号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字内野八重1634-90、1634-94
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字内野八重1634-90・1634-94 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 752号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成19年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 えびの市大字島内字チガサ子1959
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 753号

養鶏振興法 (昭和35年法律第49号) 第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成19年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	登録年月日	登録業者		ふ化場	
		名称	住所	名称	住所
宮崎19-1号	平成19年9月5日	株式会社 児湯食鳥	児湯郡川南町大字川南216番地22番地1	株式会社 児湯食鳥	西都市大字清水1380番地
				株式会社 児湯食鳥	南那珂郡北郷町大字北河内字昼野4353番地
宮崎19-2号	平成19年9月5日	株式会社 松野種鶏場	北諸県郡三股町大字宮村314番地	株式会社 松野種鶏場	北諸県郡三股町大字宮村314番地
宮崎19-3号	平成19年9月5日	アミューズ株式会社	日向市大字財光寺3442番地	アミューズ株式会社	日向市大字財光寺3442番地
				アミューズ株式会社	日向市大字平岩赤岩8459番地

宮崎県告示第 754号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年9月13日から平成19年9月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年9月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道503号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下中原8037番地1地先から	旧	12.0 ~ 14.0	25.2
				新	13.3 ~ 15.0	25.2

			同郡同町同 大字同字80 37番2地先 まで			
--	--	--	---------------------------------	--	--	--

**宮崎県告示第 755号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 9 月13日から平成19年 9 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
42	県道	都城野 尻線	西諸県郡高 原町大字後 川内字吉牟 田4573番2 地先から同 郡同町同大 字同字4581 番1地先ま で	旧	6.7 ～ 19.0	230.0
				新	14.5 ～ 27.0	230.0

**宮崎県告示第 756号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 9 月13日から平成19年 9 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	西臼杵郡五 ヶ瀬町大字 三ヶ所字下 中原8037番 1地先から 同郡同町同 大字同字80 37番2地先 まで	平成19年 9 月13日

**宮崎県告示第 757号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 9 月13日から平成19年 9 月27日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	西諸県郡高 原町大字後 川内字吉牟 田4573番2 地先から同 郡同町同大 字同字4581 番1地先ま で	平成19年 9 月13日

**公 告**

農地法（昭和27年法律第 229号）第62条第 2 項の規定により、次のとおり土地配分計画を作成した。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地区名	所 在 地			増 反 者		
	市 郡	町 村	大 字	用途	予定 売渡 口数	予定売渡面積 (平方メートル)
御池	都城	御池町		農業 用施 設	2	361

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画 地区計画  
石崎工業団地地区 地区計画
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画道路 3・5・1号 運動場通線 外57路線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所  
宮崎県高岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年 9 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画を定める者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称  
田野都市計画道路 3・5・2号 明神原通線 外2路線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県宮崎土木事務所